

【水素・燃料電池分野】バイヤー招へい商談会 2026
お申込みにあたっての留意事項及び免責規程

<留意事項>

1. 本案内に定めのない事項に関しては、ジェトロがその対応を決定するものとし、政府の方針等により内容が変更される可能性がある旨あらかじめご了承ください。
2. 「申込みフォーム」の内容に虚偽の記載をした場合は、申込みを無効にすると同時に、本イベントへのご参加をお断りします。
3. 参加申込みをした企業及びその役員が、違法な行為または違法ではないが著しく不正な行為を行った疑いが明らかとなり、商談会に参加することがジェトロの信用を毀損する恐れがある場合は、本イベントへのご参加をお断りします。
4. 「申込みフォーム」の内容に変更がある場合は、書面にてご通知ください。なお、申込締切日を過ぎてからの変更には応じられないことがあります。
5. 商談スケジュール確定後であっても、バイヤー側の都合により商談がキャンセル・別日に変更になることがあります。
6. 相応の理由なしに参加をキャンセルされた場合や、商談前後のアンケート・調査へのご協力をいただけない場合、今後ジェトロが実施する事業にご参加いただけないことがあります。
7. 本イベントによりバイヤー又はジェトロから提供された情報及び資料は、参加企業限りで使用するものとし、当該情報等を第三者に提供してはいけません。ただし、提供者の明示の承諾がある場合には、この限りではありません。
8. 本イベントの内容に関する映像、画像、テキスト、音声若しくは関連資料等のコンテンツの全部又は一部（以下「本コンテンツ」と言います。）に関する著作権は、ジェトロに帰属します。
9. 本コンテンツを、ジェトロの承諾を得ずに、複製、上映、公衆送信、展示、頒布、譲渡、貸与、翻案、翻訳、二次的利用等することは、著作権を侵害する行為であり、その利用者は、刑事責任を問われる可能性があります。また、これらの行為は、商談相手等のプライバシー権、肖像権等を侵害する行為でもあります。
10. 参加企業は、ジェトロが本イベントの成果（参加企業に関する成果を含みます。）又は本コンテンツの全部若しくは一部を、その裁量により公表することに承諾するものとし、これに関し、何らかの人格権も行使しないものとします。
11. 本イベントの実施及び参加についての法律関係及び派生する権利義務は、日本国の法律に準拠します。
12. 本イベントの実施及び参加についての法律関係及び派生する権利義務については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって、第1審の合意管轄裁判所とします。

<免責規程>

1. 本イベントにおいて、商談相手又はジェットロより提供される情報については、ジェットロが正確性、完全性、目的適合性、最新性を保証するものではありませんので、当該情報の採否は、お客様自身の判断、責任において行ってください。本イベントでの提供情報に関連して、お客様が不利益を被る事態が生じたとしても、ジェットロはお客様に対し、一切の責任を負わないものとします。
2. ジェットロは、以下の各号に該当する場合、本イベントの提供日時、内容を変更し、本イベントサービスの全部又は一部の提供を予告なく中止し、又は、お客様の参加を中止させることができます。これに起因又は関連し、お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェットロはお客様に対し一切の責任を負わないものとします。
 - (1) 天災、テロリズム、戦争、政情不安、入国制限、感染症、労働紛争、その他の不可抗力事由が生じたとき。
 - (2) 正当な理由の有無にかかわらず、バイヤーが本商談の全部又は一部をキャンセル又は延長等したとき。
 - (3) 利用条件から外れるなど、お客様の状況が変化したとき。
 - (4) 前号のほか、お客様がジェットロの指示、条件又はジェットロとの合意事項に違反したとき。
 - (5) お客様が反社会的勢力に実質的に関与することが判明したとき。
 - (6) お客様が、国内外の法令に反する行為、法令に反する行為ではないが著しく不正な行為若しくは公序良俗に反する行為を行ったとき、又はその疑いが生じたとき。
 - (7) 前号に定めるほか、ジェットロが相当と判断したとき。
3. 商談会期中及びその前後を通じて発生したいかなる損害についても、ジェットロは一切の責任を負いかねます。
4. ジェットロは、本イベントの参加に際しお客様よりご提供いただいた情報については、本イベントの実施に利用するとともに、関連事業の実施、ジェットロからの連絡のために利用することができます。また、ジェットロは、当該情報のうち企業情報と商品情報の一部については、ジェットロのアレンジする商談相手に提示するために利用します。
5. ジェットロは、本商談の成否（何時、如何なる商談相手と、如何なる内容の商談をすることができるかを含みますが、これに限られません。）や本商談の成果を保証するものではなく、本商談から生じた結果について、お客様に対し一切の責任を負わないものとします。
6. 感染症拡大等により、政府・地方自治体による措置等によりバイヤーの商談会参加が難しくなった場合、ジェットロは一部内容を変更・中止する可能性があります。その際上記免責規程2. のとおり、参加者が負担した経費をジェットロが補填することはできません。

以上